

平成 2 0 年度

事 業 計 画

《基本的な進め方》

現在の地域社会は、少子高齢社会が急速に進行するとともに、核家族世帯の増加等による家庭機能の脆弱化、住民相互のつながりの希薄化などの影響から、地域の課題が顕著になっています。景気回復が不透明ななか、中高年のリストラや若年層の就職難等の問題が加わり格差の顕在化が進み、ホームレスや自殺者の増加、家庭内の虐待・暴力、青少年犯罪の重度化や低年齢化、地域の安全不安など、幾重にも重なった問題として現れています。また、平塚には多くの外国籍住民の方々も居住しており、近隣住民との関係や生活面での支援を含めた多文化共生事業が求められています。

このように、生活上の多くの課題が顕在化し、福祉のとらえ方についても狭い意味での福祉領域だけでなく、生活全般を見渡した課題、住民ニーズを広くとらえていくことが必要になっています。福祉は特定の人のためだけの問題でなく、自分らしい暮らしを続けたいという、誰にも共通した願いを実現していく上で生涯にわたって欠かせないものであり、地域の中で人間関係を取り結んで生活することができる条件整備、環境整備、住民とさまざまな関係機関との連携・協働で、一人ひとりを大切にす地域を築いていく必要があります。

今年度の活動・事業展開

「一人ひとりが自立した生活が営める地域福祉の確立」への施策指針となる「地域福祉計画」が市行政において策定されています。市社協も仮称第3次平塚市地域福祉推進計画を策定し、住民ニーズを基本とした活動、住民の主体形成の促進や、協働・合意形成に基づく地域福祉を推進する組織としての活動を展開します。

自立生活支援事業においては、地域包括支援センターの適正運営、地区社協活動への支援、ボランティア活動者の育成の充実を図ります。在住外国人共生事業や子育て支援事業においては、情報提供・連携体制作りなど、社協機能を活かした取り組みを進めていくこととします。さらに、幅広い多様な住民ニーズに応えていくため、誰もが安心して暮らせるまちづくり事業に取り組みます。

団塊の世代が定年退職を迎え、地域には経験豊かなゆとりを持った人達が増え、住民の地域社会への参加意識も高かまっており、その取り組みとして、ボランティア活動研修、健康講座、イベント等への参加を促進していくこととします。

要援護者（高齢者・障がい者・生活困難者）に対する支援として、高齢者への在宅福祉サービス事業は特に介護保険事業の見直しに伴う適正運営を行い、障がい者自立支援事業も適正運営を確立するとともに、関連する補完事業も進めていきます。また、生活困難者への援護事業や地域福祉権利擁護事業等、相談からサービス提供まで一貫する支援ができるよう実施していくこととします。

地域福祉の推進役としては、住民個々の居住地における支援体制作り、23地区社協及び各種福祉施設・団体・福祉事業者等との協働により様々な福祉活動を実施しています。さらに、これらの組織を支援・強化し、有機的に連携させていく仕組み作りの役を担い、さまざまな分野から福祉活動への参加促進をはかり、住民ニーズに応えていくこととします。また、平塚市が実施している町内福祉村事業などの地域福祉推進事業に協力し、「誰もが可能な限り、住み慣れた地域で、家庭生活が安心して営めるようにする」福祉のまちづくりを目標に、事業や活動を総合的に進めていくこととします。

指定管理者制度による施設管理についてはサービスの向上に努め、個人情報保護に関する取り組み、苦情処理の対応など引き続き整理を行っていきます。

財政面においては、超低金利時代の社会福祉基金果実の減少をはじめ、重要な財源である補助金や委託金においても県、市の厳しい財政状況から縮減が続いています。事業運営評価作業を行い、費用対効果を考慮した事業の見直し、経費等の削減に努め、限られた財源の効率的運用をはかっていくこととします。

【 推 進 目 標 】

地域における自立生活の支援
 地区社協への支援
 ボランティア活動の充実・市民活動との連携
 当事者団体の育成支援
 地域福祉活動推進のための情報・企画機能の充実
 組織・事務局体制の整備

【 重 点 課 題 】

・仮称第3次平塚地域福祉推進計画の策定
 ・地区社協の組織基盤の強化
 ・地域包括支援センターの適正運営
 ・地域福祉権利擁護事業の充実
 ・介護保険事業、障がい者自立支援事業の適正運営
 ・子育て支援関係事業の適正運営
 ・法人組織の見直し、事務局組織の充実、強化
 ・個人情報保護への対応
 ・指定管理者として施設管理の適正運営

【 事 業 計 画 】

地域における自立生活の支援

	財源内訳	A経理区分	B経理区分
1. 相談体制の充実			
1) 各種相談事業 ・生活支援相談(生活上の困り事) ・法律相談 2) 課題共有化の推進 3) 新たな相談事業の検討・開発	市補助・共同募金 市補助・共同募金	生活支援事業 生活支援事業	相談事業 相談事業
2. サービスの提供・開発			
1) 住民ニーズに沿った福祉サービスの提供 <高齢者の軽度生活支援> ・配食サービス等 ・生活管理指導等 <在宅福祉サービス補完事業> ・車椅子等の貸出 ・寝たきり高齢者慰問品の支給 ・家族介護者リフレッシュ事業 ・転倒骨折予防事業 ・在宅支援サービス 2) 要介護者援助事業の実施 <要介護者援助事業> ・福祉電話料助成 ・障がい児者レクリエーションの実施 ・点字図書購入助成 ・視覚障がい者に点訳・録音図書の貸出 ・在宅重度身体・知的障害児者に慰問金を支給 ・障がい者趣味の講座の実施 ・平塚おもちゃ図書館の運営 ・母子父子世帯レクリエーションの実施 ・災害見舞金の支給 ・交通遺児見舞金・激励金の支給 ・一般遺児激励金の支給 ・在住外国人共生・生活支援事業 ・低所得者慰問金の支給 ・低所得世帯小中学校入学祝金等の支給 ・低所得世帯小中学校修学旅行支度金の支給 ・原爆被災者慰問金の支給 ・行路病者等緊急介護者の支援 3) 貸付事業の実施 ・生活福祉資金の貸付 ・低所得世帯への緊急一時貸付 4) 既存サービスの在り方の検討 5) 子育て支援事業 ・子育て支援センター事業 ・ファミリーサポートセンター事業 ・子育て支援育成事業(団体等補助) 6) 介護保険事業 <居宅介護支援事業等の適正運営> ・居宅介護支援事業 ・訪問介護事業 ・介護予防訪問介護事業 ・通所介護事業 ・介護予防通所介護事業 7) 障がい者自立支援事業 ・障がい者居宅介護事業 (相談支援事業・移動支援事業) ・障がい者重度訪問介護事業 (相談支援事業・移動支援事業)	市受託・一部実費負担 市受託・一部実費負担 福祉基金 市受託・参加者負担 市受託 自主 福祉基金 共同募金・参加者負担 福祉基金 福祉基金 市受託 市受託(高齢者保健・教養講座を含む) 共同募金 共同募金・参加者負担 共同募金 県社協補助・遺児基金 共同募金 共同募金 市受託・共同募金 福祉基金 共同募金 市受託 市受託 県社協受託(事務費のみ) 償還金 市受託 市受託 共同募金 介護保険事業 介護保険事業 介護保険事業 介護保険事業 介護保険事業 自立支援事業 自立支援事業	在宅福祉サービス事業 在宅福祉サービス事業 当事者援護事業 市受託事業 市受託事業 在宅福祉サービス事業 当事者援護事業 当事者援護事業 当事者援護事業 ボランティア活動推進事業 当事者援護事業 施設管理受託事業 ボランティア活動推進事業 当事者援護事業 当事者援護事業 当事者援護事業 当事者援護事業 当事者援護事業 当事者援護事業 当事者援護事業 当事者援護事業 当事者援護事業 貸付事業 貸付事業 子育て支援事業 子育て支援事業 地域福祉推進事業 在宅福祉サービス事業 在宅福祉サービス事業 在宅福祉サービス事業 在宅福祉サービス事業 在宅福祉サービス事業 在宅福祉サービス事業 在宅福祉サービス事業	受託事業 受託事業 高齢者福祉事業 高齢者受託事業 高齢者受託事業 自主事業 高齢者福祉事業 障害児者福祉事業 障害児者福祉事業 地域ボランティア育成事業 障害児者福祉事業 福祉社会館事業 ボランティアセンター運営事業 母子父子福祉事業 災害援護事業 遺児援護事業 遺児援護事業 在住外国人共生事業 被保護要介護者援護事業 被保護要介護者援護事業 被保護要介護者援護事業 障害児者福祉事業 緊急援護事業 県社協 市社協 子育て支援事業 子育て支援事業 団体育成事業 介護保険事業 介護保険事業 介護保険事業 介護保険事業 介護保険事業 自立支援事業 自立支援事業
3. 福祉サービスの利用支援			
1) サービス情報提供の充実 2) 福祉サービス利用援助事業の充実 ・地域福祉権利擁護事業の実施	県社協受託・市補助・利用料	地域福祉権利擁護事業	地域福祉権利擁護事業
4. 福祉サービスの質の向上			
1) サービス調整機能の充実 ・地域包括支援センター事業の受託 ・介護予防支援事業 2) 福祉サービス従事者の育成・研修 ・訪問介護員(ヘルパー)等の養成研修の実施	市受託・介護保険事業 介護保険事業 自主	地域包括支援センター事業 地域包括支援センター事業 在宅福祉サービス事業	地域包括支援センター事業 地域包括支援センター事業 介護保険事業
5. 小地域支援ネットワーク作りの推進			
1) 地域を基盤とした生活支援の仕組み作りの検討・推進			

地区社協への支援

	財源内訳	A経理区分	B経理区分
1. 地区社協の組織基盤強化 1) 福祉のまちづくり計画への支援 2) 地区社協基盤整備への支援 3) 財源の確保・支援 ・費助会費事業費 ・運営費の助成 4) 地区社協ニーズの把握	会費 共同募金・福祉基金	地域福祉推進事業 地域福祉推進事業	地区社協活動推進事業 地区社協活動推進事業
2. 地区社協活動への支援 1) 広報啓発活動への支援 2) 地域での福祉ニーズの発見・解決への支援 ・地区ふれあい福祉相談 ・高齢者等サロン事業 ・地域交流事業(ふれあい広場) ・その他の地域事業(研修) 3) 災害時を含めた援助体制作りへの支援	福祉基金 福祉基金・共同募金 共同募金 共同募金	地域福祉推進事業 地域福祉推進事業 地域福祉推進事業 地域福祉推進事業	地区社協活動推進事業 地区社協活動推進事業 地区社協活動推進事業 地区社協活動推進事業

ボランティア活動の充実

	財源内訳	A経理区分	B経理区分
1. ボランティア活動者の育成 1) ボランティア活動領域の拡大と課題対応に向けた養成・育成 2) ボランティア活動者層及びニーズに応じた講座の開催 ・各種講座の充実(土曜・夜間・平日ボランティアスクー ・精神保健福祉ボランティア講座など)	市補助・福祉基金・負担金	ボランティア活動推進事業	地域ボランティア育成事業
2. ボランティア活動団体の支援 1) ボランティア活動への支援育成 ・連絡会への支援 ・活動グループ等の支援・育成の推進 ・ボランティア活動グループの育成 ・ボランティアグループの自主活動支援	福祉基金 福祉基金 福祉基金 福祉基金	ボランティア活動推進事業 ボランティア活動推進事業 ボランティア活動推進事業 ボランティア活動推進事業	団体育成助成事業 団体育成助成事業 団体育成助成事業 団体育成助成事業
3. 住民活動グループとの連携 1) 新たな活動主体との連携・協働			
4. 福祉教育の充実 1) 学校・企業等への活動分野の開発と働きかけ ・福祉校への支援 ・企業・商店等への啓発	福祉基金	ボランティア活動推進事業	団体育成助成事業
5. ニーズに応じたボランティア活動の推進 1) ボランティア活動ニーズの調査・把握・情報提供の充実 2) コーディネート機能の充実 3) ボランティア活動を行いやすい環境作り	会費・市補助・共同募金		

当事者団体の育成支援

	財源内訳	A経理区分	B経理区分
1. 当事者団体への支援 1) 活動費助成と自主製品紹介の協力 ・活動費の助成 ・販売機会への協力 ・団体活動への協力 ・地域作業所に運営費を補助 ・地域作業所の施設修繕費・車両購入費を補助 2) 当事者団体の取組みを支援	共同募金 共同募金 福祉基金	地域福祉推進事業 地域福祉推進事業 地域福祉推進事業	団体育成事業 団体育成事業 団体育成事業
2. 当事者団体の課題の把握と調整 1) 課題把握にむけた調査			
3. 新たな団体への支援 1) 新たな団体の把握 2) 課題共有の場作りへの支援 3) 当事者組織未加入者への加入の働きかけ			

地域福祉活動推進のための情報・企画機能の充実

	財源内訳	A経理区分	B経理区分
1. 広報活動の充実 1) 広報啓発事業の充実 ・広報紙「福祉だよりひらつか」の発行(年3回) ・イベントの開催 福祉フェスティバル(10/19) 福祉まつり(11/20~22)(予定) (社会福祉を考えるつどい2008を含む) 2) 情報提供機能の整備 ・ホームページによる情報提供 「ひらつか社協どっとねっと」	会費・共同募金 共同募金・県補助・寄付金 会費・市補助・市受託・福祉基金・ 共同募金 会費・共同募金	広報啓発事業 広報啓発事業 広報啓発事業	広報紙発行 啓発事業費 広報紙発行
2. 住民ニーズの把握 1) 基礎調査の実施 2) ニーズ集約・合意形成の促進			
3. 信頼される社協づくり 1) 個人情報の保護 2) 情報公開の促進			
4. 企画・提言体制の整備 1) 施策提言制度の創設 2) 第3次計画の改訂及び地域福祉活動計画策定 3) 行政等との調整 ・町内福祉村事業への協力 ・地域福祉計画への参画			

組織・事務局体制の整備

	財源内訳	A経理区分	B経理区分
1. 組織体制の充実・強化 1) 公共的組織化への推進 ・社会福祉法に沿った組織体制づくりの促進 ・社協が実施する事業等の苦情処理・自己評価体制づくりの促進 2) 経営基盤の強化			
2. 事務局体制の整備 1) 事務局組織の充実・強化 2) 必要な職員の確保と専門性の充実 3) ボランティアセンターの充実 4) 防災体制の充実			
3. 財源の確保と効率的運用 1) 会費等の在り方を検討 ・会員・賛助会員の加入促進 ・社協部会及び会員団体への支援 ・民児協活動への支援 2) 財源増強策の検討 3) 福祉基金の在り方の見直し ・社会福祉基金の充実 ・交通遺児等福祉基金の充実 4) 共同募金会との連携 ・赤い羽根募金運動 ・年末たすけあい募金運動	会費 市補助・共同募金	地域福祉推進事業 地域福祉推進事業 基金管理事業 遺児等基金管理事業	部会活動推進事業 団体育成事業 基金管理事業 遺児等基金管理事業

施設管理運営等

	財源内訳	A経理区分	B経理区分
1. 福祉会館等の管理運営 1) 会館施設の管理運営(指定管理者制度) ・福祉会館 ・東部福祉会館白寿荘 ・老人憩いの家七国荘 ・なぎさふれあいセンター(南部福祉会館) 2) 在宅福祉サービスセンター平塚栗原ホームの管理運営 (指定管理者制度) 3) 高齢者保健・教養講座の実施 4) 障がい者の授産事業	市受託 市受託 市受託 市受託 市受託 市受託 市受託 市受託	施設管理受託事業 施設管理受託事業 施設管理受託事業 施設管理受託事業 施設管理受託事業 在宅福祉サービス事業 施設管理受託事業 市受託事業	施設管理事業 施設管理事業 施設管理事業 施設管理事業 指定管理事業 福祉会館事業他 授産事業